



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：岩橋 祐治  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 年額 1,500円  
 (送料込、会員は会費を含む)



## 建設アスベスト第3陣訴訟4地裁に提訴

全面解決へ一層の団結を

3月24日、全国の被害者・遺族原告（札幌地裁21人、さいたま地裁43人、東京地裁89人、横浜地裁24人）が新たに、4つの地方裁判所に建設アスベスト訴訟第3陣として提訴しました（写真）。さらに、現在進行中の裁判への追加提訴が2地裁（京都地裁14人、福岡地裁4人）で行われ、4月には大阪地裁にも8人が追加提訴を行う予定であり、これらを合わせた2020年訴訟の原告は全国で200人を数えます。これまでの12訴訟の原告を合わせ、約1000人を超えます。

提訴から12年、原告の7割がすでに亡くなり、6地裁、5高裁の判決で負けているにも関わらず国は負けを認めず、最高裁に上告し解決を引き延ばす暴挙に対し、建設アスベスト訴訟全国連絡会では、第3陣提訴の意義を①さらなる被害拡大を告発し、最高裁での勝利判決を②集団訴訟のインパクトを与え続ける③新たな被害者（労災認定者）の思いを受け止める④政策形成型訴訟で「補償基金制度」実現へ⑤建設アスベスト訴訟のさらなる全国展開を、と位置づけています。

### 一生懸命働いただけなのに

当日の行動は、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を大幅縮小し、提訴行動と記者会見のみでしたが、原告を先頭に、弁護団、支援組合の仲間が結集し、各地域で運動を展開しました。

初の「さいたま地裁」への提訴集会では、参加した8人の原告がマイクを握りたたかう決意を語りました。記者会見では、2年前に肺腺がんを診断された河端原告が「経済発展よりも命が軽く見られていた」と指摘、「国とメーカーは謝罪し、責任をとってほしい」と訴えました。大坂原告は「夫も息子も一生懸命働いただけなのに、と悔しがりながら亡くなった」とつらい胸中を吐露しました。

京都2陣の北村原告は「アスベストの被害を受けても取引先に迷惑がかかると労災申請をしない人や命が持たないと訴訟をあきらめる人もいます。いまだ



に責任をとらない国と企業に憤りを感じる。被害者のために最後まで頑張りたい」と述べました。

九州2陣は、福岡県弁護士会館で提訴集会を開催。山本弁護団長が、「救済を必要とする被害者が、数多くいることを発信することが解決のため重要である」と強調し、追加提訴者3人のあいさつのもと「タスキ」の引き渡し式。福建労、熊建労の代表が激励のあいさつをしました。原告となる決意をされた3人を讃える言葉と行動提起がされた後、福岡地裁へ原告を送りだしました。

### 最初の提訴から12年

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団の佃事務局長は、「今年は東京2陣訴訟が東京地裁で、神奈川2陣訴訟が東京高裁で判決を迎え、最高裁に係っている神奈川、京都、大阪、東京、九州の1陣訴訟が秋から冬に判決が出ると推測される重要な年。最初の提訴から12年。全面解決させる年の第3陣提訴の意義は大きい」と強調。1陣、2陣、3陣と支援組合とともに一層団結してたたかっていくと述べました。

（首都圏建設アスベスト訴訟統一本部 唐澤一喜）

<b>&lt;今月号の記事&gt;</b>	
過労死労災認定業務の厚労省要請／	
大気汚染防止法国会情勢……………	2面
ビキニ労災訴訟提訴……………	3面
新型コロナ感染問題のとりくみ……………	4～5面
各地・各団体／建交労／職業がん……………	6面
コロナ関係労災通達……………	7面
今、健康のためにすべきこと……………	8面

# 脳・心臓疾患の労災認定

労災保険法に基づいた認定行政を — 被災労働者の労働時間の特定について —

厚生労働省が毎年6月頃に発表している「過労死の労災補償状況」では、労災補償請求件数は増加しているものの、労災支給の認定率は年々低下してきています。2014年度～2018年度の5年間で、脳・心臓疾患の労災認定率は43.5%から34.5%に、精神障害の認定率は38.0%から31.8%に減少しています。

また、2019年5月の厚労省・過労死等防止対策推進協議会では、過労死弁護団の川人博幹事長と岩城稜事務局長の連名で、この間の労災事案について、「働き方改革と労働時間認定」についての資料を提出し、「労働時間を過小に認定する傾向が強い」と指摘しています。

## 情報公開で得た通達

いの健全国センターでは、この間情報公開により「過労死等事案に係る監督担当部署と労災担当部署間の連携について」（基監発0330第6号・基補0330第5号）を入手しました。それによると、過労死事案について、監督部署と労災部署が密接に連携し、組織的に対応することを強調し、「労災請求を端緒とする監督指導の対象となる事案については、監督部署は監督指導の過程で入手した情報を労災部署に提供し、労災部署は、その資料を活用し監督部署と協議の上で被災労働者の労働時間を特定する」としています。

## 「労働時間」について協議でどうなる

監督部署が労基法に基づいて認定する「労働時間」は使用者に対する是正勧告や刑事責任を問うことになることから、特定は厳密に行なうことが必要です。一方、労災部署は、労災保険の目的である「労働者の迅速かつ公正な保護、社会復帰の促進、安全及び



衛生の確保、労働者福祉の増進に寄与」することを基本に置かなければなりません。実際には、出張中の移動時間、研修・自習、持ち帰り残業等が裁判で争われ、「労働時間」と認定されています。それぞれの認定する「労働時間」が必ずしも同一である必然性はありません。しかし、「協議の上、特定する」とした場合、監督部署の厳格な労働時間認定が労災を申請した労働者の労働時間となりかねません。

## 労災部署で独自の調査を

いの健全国センターではこの改善を求め、①労災部署においては、労災保険の趣旨・目的を踏まえて、監督部署とは協議を行わず、独自の判断にもとづき、被災労働者の労働時間を特定すること、②労災認定業務を行なう担当職員を大幅に増員することを求め、4月10日に厚労省に要請を行ないました（写真）。厚生労働省の担当者は、「労災部署は独自に調査している」という回答に終始しましたが、東京センターから具体的な事例を示して改善を迫りました。

監督部署の調査は、会社からの聞き取りや資料提供に基づくものです。公正な過労死の労災認定には、労災部署の増員を実現し申請者への聴取を含め実態を正確に把握する調査が必要です。

(全国センター 岡村やよい)

## コロナ問題が深刻化するもと大気汚染防止法の審議進む

大気汚染防止法の一部改正案が、4月7日に衆議院本会議で趣旨説明が行われ、委員会に付託されました。環境省は、2028年にはアスベスト建材を使用した建物の解体がピークを迎えることに伴って、規制を強めるための法案だと言っています。しかし実際には、現状が「諸外国から30年遅れ」という指摘に対してまったく不十分な内容です。

いの健全国センターでは、2月26日にジャーナリストの井部正之氏をメイン講師にした「アスベスト飛散ばく露防止強化のための院内学習会を開催(国会議員4人、議員秘書18人を含め10団体38人が参

加)。

また、3月26日には、衆議院環境委員会の全委員に対して「抜本改正へ十分な審議を」との要請を行ってきました。

与党は当初、連休前に成立させるとしていましたが、コロナ問題での緊急事態宣言や十分な審議を求める声に押され、審議入りは連休明けの予定です。いの健全国センターは、全ての除去工事の届け出の制度化、過失も処罰の対象とし罰則を強化すること、国と建材メーカーが負担する補助制度の創設などを求めています。 (全国センター 岡村やよい)

**各地・各団体のとりくみ**

高知

**ビキニ事件はまだ終わっていない**  
高知地裁へ 労災訴訟を提起

アメリカは1954年3月1日から5月14日まで太平洋マーシャル諸島ビキニ環礁で、6回の水爆実験を実施しました。地球規模の放射能汚染に対する反核運動の国内外への拡大に危機感をもった日米両政府は1955年1月、見舞金200万ドルで政治決着を図り、第5福竜丸以外のマグロ漁船の被災事実を闇に葬りました。

**第5福竜丸以外の被ばくを認める**

1985年、高知県幡多高校生ゼミナールの聞き取り調査は、第5福竜丸以外に全国で延べ992隻が汚染マグロを廃棄した事実などを明らかにしましたが、政府は認めませんでした。

この調査をもとに2016年5月に、45人の元漁船員・遺族が「60年余ビキニ事件の真相を隠し続けてきた」「被災船員の調査や救済など何もしてこなかった」と国に対する法的な賠償責任を求めて提訴しました。2審まで争いましたが、2019年12月12日の高松高裁判決は「国が意図的に隠し続けてきた証拠がない」「現行法律で被災者の調査や救済の義務も課せられていない」として控訴を棄却しました。

しかし、1審、2審判決はともに「漁船員がマーシャル諸島海域での操業中に被ばくをしたこと」「原告の要求はヒロシマ・ナガサキのヒバクシャと共通するが、現行法の適用は困難だ。救済の必要性があるとすると、行政府・立法府による一層の検討に期待するほかない」と、司法の場で初めて、第5福竜丸以外の船員の被曝を認め、さらに救済の道を示唆した歴史的な内容でした。

**事実をないことにはできない**

一方、2016年2月に元乗組員と遺族11人は全国健康保険協会に、船員保険法の適用を求めて労災申



請をしました。しかし、「操業中の被曝は微量であり、疾病や死因との関係は確認できなかった」とする同保険協会が設置した有識者会議の報告書を根拠に、原則的な認定手続きである申請者への聞き取りも行わず「不承認」としました。有識者会議の内部被ばくの評価に対して、ビキニ検証会の研究者たちはあまりにも非科学的な知見であると指摘しています。汚染マグロを廃棄した事実、何より多くの船員が癌や白血病、心臓疾患を発症し苦しんできた事実は、決してなかったことにはできません。

**先駆的な取り組みに支援を**

裁判判決と労災申請の結果を慎重に分析し、「国賠訴訟」で上告はせず、船員保険法の適用を求め、元船員と遺族の救済を求める「ビキニ労災訴訟」に切り替え、3月30日に高知地裁に提訴。また、日米両政府の政治決着により米政府に補償を求める権利を奪われたことに対して、憲法29条（財産権）3項を根拠にして国に「損失補償」を求めます。提訴に先立ち行われた核被災検証会では、間間元医師が「ビキニ核実験被害は人権問題」と訴えました。

ビキニ労災訴訟は、ヒロシマ・ナガサキ、世界の核実験のヒバクシャの救済を求めた核兵器禁止条約第6条を具体化していく先駆的な取り組みとなります。全国からの支援をお願いします。

(ビキニ労災訴訟を支援する会事務局 橋元陽一)

**お知らせ**

新型コロナウイルス感染による「非常事態宣言」により事務局業務を縮小しています。そのため、「季刊誌」83号(春号)の発行を5月25日とさせていただきます。ご了承ください。

季刊 **働くもののいのちと健康**

春季号  
2020-5  
No.83

**特集1 大規模災害と働き方**

災害の時代にいかに地域の対応力を高めるか 京都橋大学 岡田知弘  
被災者の応急仮設住宅は地域業者で 石綿被害者支援の会 松館 寛  
水道法「改正」をきっかけに住民参加の水道事業へ 名水労 近藤夏樹 他

**特集2 過労死労災認定基準の改定を**

講演 アジアでも遅れる日本のアスベスト規制・対策 井部正之

**各地・各団体のとりくみ**

**新型コロナ感染拡大から  
いのち・健康・雇用・生活を守る**

新型コロナウイルス感染は特措法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に広がる状況になっています。感染の拡大とともに、医療・介護、雇用、営業、生活に大きな危機が押し寄せています。各分野の実態、取り組みを紹介します。

青年  
ユニオン

**危機を乗り越えるモデルに  
飲食店ユニオン**

コロナウイルスの影響により、飲食産業では観光客の減少や外出自粛制限に伴うキャンセルなどで売り上げが落ち込み、そのしわ寄せを不安定かつ低賃金の労働者が受けています。「店舗が営業を停止しシフトが0。給与補償が一切なく生活していけない」という相談が、首都圏青年ユニオンの飲食業分会「飲食店ユニオン」に多数寄せられ、対応に追われています。ここではA企業との交渉実践を紹介します。

都内を中心に20-30の飲食店を経営するA企業では、2月末からコロナウイルスの影響による売り上げ悪化を理由とした大規模なシフト削減が給与補償なしに行われていました。飲食店ユニオンは、そこで働くアルバイト5人からの相談を受け、A企業と団体交渉を行い、①非組合員も含めた全アルバイトのシフト削減の撤回・通常シフトへの復帰と、②削減されたシフト分の全額給与補償を実現しました。

しかし3月下旬の東京都知事の外出自粛要請以降、売り上げの落ち込みが更に進み、組合員の中でも「人件費を削減しないと企業が潰れる」との不安が高まりました。そこで飲食店ユニオンはA企業に全額の給与補償と雇用調整助成金の活用を前提に大規模な休業の実施を提案しました。雇用調整助成金は、コロナウイルスの影響を受けた企業が従業員を休ませ休業手当を支払った場合に、休業手当の最大90%を企業に助成するものです。これを使えば給与補償をしながらでも人件費を削減することが可能となります。



4月18～19日 労働相談ホットライン (NHKニュースより)

現在A企業は全社的に大規模な休業を行っていますが、従業員の給与は全額補償されています。A企業と

飲食店ユニオンの実践は、労使が協力して労働者の生活を守りながら企業存続の道を探るものです。コロナウイルス危機を乗り越えるモデルとして広げていきたいと思います。(青年ユニオン 栗原耕平)

民医連

**医療機関、介護事業所に  
深刻な影響**

新型コロナウイルス感染症は、医療、介護の改悪で行われた事でおきている矛盾を一気に噴出させる事態となっています。現在、相談窓口となっている保健所は1999年に地域保健法の改定(1994年制定)により、統廃合が進められてきました。1つの保健所が広範囲な地域を受け持つこととなり保健所の対応も疲弊している状況となっています。

新型コロナの死者が2万人を超えたイタリアは、かつては世界有数の医療水準と言われていましたが、その後新自由主義的な政策のもとで医療体制が縮小されてきました。日本の公立病院の縮小、高齢化率が高いことなどは、イタリアとよく似ています。

全日本民医連の加盟事業所の調査では、病院の利用者数が5～30%減り、収益も減少していることが分かりました。感染の広がりによる受診抑制が心配されます。また今後、新型コロナ感染者のうち重症までいたらない中等症患者は一般病床に入院させる方針であり、東京都では民間病院を含めて病棟単位の病床提供が求められています。感染拡大防止には必要ですが、空床の確保は病院にとって大変なことです。実施病院には補助金を出すこととなっていますが、不十分な内容であり空床を確保する医療機関は収入が減少することにもなります。

現場の医療従事者は、院内感染で患者さんや自身の感染の不安と共に、医療体制がストップし必要な医療が提供出来ない事態にならない様に日々緊張した状況が続き、医療従事者のメンタルケアも大変重要な課題となっています。

全日本民医連では、3月13日にマスク・消毒用アルコール等衛生材料の確保、臨時休校に伴う対応、医療・介護事業所への情報提供、検査体制の確立、事業所経営継続への支援と実現に必要な財源措置を政府の責任で行うこと等を緊急要請をしました。また、国保料(税)の減免・傷病手当金の対象者拡大など自治体への働きかけを強めています。

(全日本民医連 西澤 淳)

## 各地・各団体のとりくみ

民商

### 新型コロナウイルスから影響を守ろう —中小業者の実態と取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、全国商工団体連合会(全商連)はこの間、中小業者の実態と声をもとに、関係省庁や自治体などに対し要請、交渉を行ってきました。



2月28日、国税庁長官あてにおこなった「確定申告期限の延長」要請を皮切りに、政府の緊急経済対策への要望や、内閣総理大臣あてに全商連独自の緊急提言を提起しました。

これらの要請や提言には、中小業者の切実かつ緊急な「叫び」とも言える声があります。

「3月に入り昼間の客ゼロが18日に上る。売上も前年比で7割減少」(カラオケ喫茶)「3月の売り上げは前年比でマイナス100万円。従業員の生活を維持できるか心配」(スナック)「巡演予定はすべてキャンセル。このままでは文化芸術の担い手は底が抜ける」(劇団)。

政府の呼び掛けによる「外出・営業自粛」による営業と暮らしへの影響は甚大です。共通しているのは感染拡大の見通しがたたないなか、「営業を続けられるための補償を」の要求です。

政府の緊急経済対策にある中小企業向けの「持続化給付金」は、その対象が「対前年同月比で半減」したフリーランスや資本金10億円未満の企業に、それぞれ100万円、200万円を上限にした給付となっています。

しかし給付は1回限りであり、対象となるのも「4割にも満たない」との報道もあるとおり、とても現実の困難を解決するものではありません。全商連は支給対象をさらに広げること、給付も損失補償として事態収束まで継続しておこなうことを求めました。また固定費などへの直接支援の創設、休校措置に伴うキャンセル被害の補償、雇用調整助成金の拡充、社会保険料や国保料・税、国税等の納税猶予などについても対策を求めています。

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、急きょ国民一人あたり一律10万円の支給が実現するなど、国民世論に押されて政府の対応も刻々と変化するなかで、日々、私たちの対応も変化が求められて

います。

業者の実態を機敏につかみ、迅速な対応をおこなうためにも、引き続き、政府・自治体への要望を行いながら、「絶対に商売を続けよう」とのメッセージを発信していく決意です。(全商連 大山 宏)

生協  
労連

### 労安委員会の役割を発揮しよう 感染防止対策「提言」の活用を

生協労連では新型コロナウイルス感染拡大に対して、職場での感染防止対策を働き方の改善を含め最重要課題に位置づけ取り組みと呼びかけています。ユーコープ労組では、団体交渉で感染防止対策に職場の声を反映させることを求めて理事会とも合意しています。また生協では、産業医が入った対策本部を立ち上げて、感染防止対策について話し合っています。生協労連は、3月の中央執行委員会で、「生協労連統一要求書」と「感染防止対策『提言』」を提起。「統一要求書」では、家族が感染した場合の休みについて賃金相当分を保障すること、時差出勤やテレワークの導入にあたっては労働組合との協議を尽くし労使合意を前提とすることなど7点をあげ、「提言」では、専門家を含む労働安全衛生委員会の開催などを掲げています。

「提言」の柱を以下に紹介します。

#### 新型コロナウイルス感染防止対策「提言」

- 1, 労働安全衛生委員会の議題に位置づけましょう
  - (1) 感染予防対策に労働実態、労働者の声を反映させる(理事会に感染予防対策を求め周知、徹底させよう。職場実態、労働者の声を反映させ実効あるものとするため労安委員会でも議題に位置づけて労使で討議しよう)
  - (2) 感染したなかま、同じ職場で働くなかまの心のケアを(相談窓口の設置の検討)
  - (3) 感染予防対策は専門家と連携する(産業医・保健師、専門家との連携を)
  - (4) 安全衛生教育を実施しましょう
  - (5) 仕事上の感染予防のための費用は労働者負担にしない。
- 2, 「働き方」「働かせ方」を改善しましょう
  - (1) 「長時間労働をしない・させない」を徹底する
  - (2) 昼休憩・休日をきちんと取得する

職員を感染から守り、生協組合員のくらしを守るためにがんばっていきます。(生協労連 渡邊一博)

## 各地・各団体のとりくみ

### 職業がん 予防重視の安全衛生対策を

第11回職業がんをなくそう集会

3月27日、第11回職業がんをなくそう集会を福井市地域交流センターAOS SAにて開催しました。参加者は5団体25人でした。当日は三星化学工業職業性膀胱がん損害賠償裁判の第8回口頭弁論の予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で開催が延期され、なくそう集会と三星化学裁判の支援する会総会という運びになりました。

基調報告では原告団を代表し、田中康博氏が裁判の進行状況と裁判への思いを訴えました(写真)。裁判で顕著になったのは三星化学工業の無責任と無反省ぶりです。福井工場だけで10人を超える膀胱がん被害者を出しながら、労働災害であることそのものを否定することから会社の主張が始まったからです。反省も謝罪もない会社の態度に原告らは強い憤りを覚えています。しかし、裁判において、言い逃れが通用するはずがなく会社がしぶしぶ提出したSDS(安全データシート)に発がん性ありと明確に記載されていることなど具体的な反証を行っています。また、田中氏は職業がんの認定は因果関係の厳密な立証が困難であることを理由に殆どが認定さ

れないこと、化学物質の法規制は多くの被害者が発生しないこと、規制されてもごくわずかな物質のみであること、不適切な取り扱いで被害者が出て企業に対する罰則がないことなどの問題点を指摘しました。

そして裁判では会社の責任を厳しく問い、企業に予防重視の安全衛生対策を取らせていくことを目指していると訴えました。

続いて患者と家族の会・堀谷昌彦事務局長が取り組みの成果を報告し、運動の力を確認しました。また、大手アパレル会社で発生した職業性膀胱がんと特定芳香族アミンについての解説を行いました。会場から原告大久保氏、福井県労連鈴木議長、いの健全国センター井之上事務局次長から発言しました。

(「職業がんをなくそう」ニュースより)



### 建交労

### 1日も早い全面解決を

三井神岡鉱山じん肺訴訟

3月25日、岐阜地裁において原告勝訴の判決が言い渡されました(写真)。岐阜県飛騨市にある神岡鉱山で働いた労働者や遺族が、鉱山を運営する三井金属鉱業に対して、安全配慮義務を怠ったまま劣悪な環境で働かせ、じん肺という不治の病に罹患させたことへの損害賠償を求めた裁判です。1陣訴訟では、2017年3月に被告らの安全配慮義務違反と原告全員の被害を認定した名古屋高裁判決が確定しています。

判決では、第1陣訴訟の岐阜地裁判決・名古屋高裁判決に続いて三度、加害責任が厳しく断罪されました。1陣提訴より10年余におよぶ厳しい闘いの結果、被告の責任逃れはもはや許されない状況まで追い詰めることができました。

また、裁判所は第2陣原告8人全員の被害を認定し、三井金属鉱業らに賠償を命じました。

一方、CT画像によるじん肺罹患の有無の評価について、1陣名古屋高裁判決を踏襲し有用性を認め、一部原告について「管理2に相当するじん肺に罹患

しているものとは認められない」「これに至らない程度の線維結節性変化が存在」として国の行政認定と異なる評価をおこないました。

2陣訴訟では、新証拠として故竹中久夫さんの肺の剖検鑑定書を提出。被告は、CT画像から竹中さんのじん肺罹患を否定しましたが、解剖した肺には明らかなじん肺病変が確認されました。にもかかわらず、解剖結果を軽視しCT画像で原告の被害を切り捨てたことは到底容認できず、裁判所は医学的に誤った判断をおこなったと言わざるを得ません。

一部課題を残しましたが、原告勝訴判決をかちとることができたのは、原告団・家族会・弁護団・支援する仲間が一丸となってたたかってきた成果です。今後とも「あやまれ つぐなえ なくせじん肺」をスローガンに被告が被害を真摯に認め、謝罪・賠償し、二度とじん肺被害を出さないと約束するまでたたかいを強めます。(建交労 福富保名)



**資料 厚生労働省通達**

**「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務の留意点について」(基補発0203第1号)**

新型コロナウイルス感染症に関連して、2020年2月3日付けで以下の通達が出されています。ご参照下さい。感染が大規模に拡大する下で、業務・通勤上での感染の可能性が大きくなっています。全日本民医連では、医療従事者の感染は原則として労災補償とすること、労働局・監督署に指導を徹底すること要請しています。



既に新聞等により報道されているとおり、中華人民共和国において新型コロナウイルス感染症が発生し、日本国内においても、当該地域に渡航歴のない者について、当該感染症のり患が確認されている状況にある。

このため、今後、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求がなされることが想定されることから、各労働局において労災保険給付の請求や相談等があった場合には、下記に留意の上、適切に対応されたい。

**1. 相談又は 問い合わせ対応について**

一般に、細菌、ウイルス等の病原体の感染を原因として発症した疾患に係る業務上外の判断については、個別の事案ごとに感染経路、業務又は通勤との関連性等の実情を踏まえ、業務又は通勤に起因して発症したと認められる場合には労災保険給付の対象となる。したがって、新型コロナウイルス感染症にり患したとして労災保険給付に関する相談又は問い合わせがあった場合には、特定の業種や業務について業務起因性がないとの予断を持って対応することがないよう、相談者等に対して労災補償制度を懇切・丁寧に懇切・丁寧に説明すること。その際、別紙のQ&Aを参考とすること。

**2. 労災保険給付の保険給付の請求について**

新型コロナウイルス感染症に係る労災に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、直ちに補504より当課業務係あて報告するとともに、当該請求に対して、支給・不支給の決定を行う際には、事前に当課職業病認定対策室あて協議すること。

また、上記請求のうち療養(補償)給付に係る請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、事前に決定を行う際には、事前に当課医事係あて協議すること。

**新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の取扱いについてQ&A**

**(問) 海外出張中において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となるか。**

(答) 海外出張中に感染症にり患した場合は、出張行程全般にわたり事業主の支配下にあり、業務遂行性があることも勘案し、個別の事案ごとに感染経路、業務との関連性等の実情を踏まえ、業務に起因して発症したものと

認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

**【業務上と考えられる例】**

○ 新型コロナウイルス感染症が流行している地域(武漢)に出張し、商談等の業務で新型コロナウイルスの感染者等と接触、業務以外(私的行為中など)に感染源や感染機会がなく、帰国後発症

**【業務外と考えられる例】**

○ 私的な目的で新型コロナウイルス感染症が流行している地域(武漢)に渡航滞在した場合や、私的行為中に感染者等と接触し感染したことが明らかな場合で、帰国後発症

**(問) 国内において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となるか。**

(答) 国内において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合についても、業務又は通勤における感染機会や感染経路が明確に特定され、感染から発症までの潜伏期間や症状等に医学的な矛盾がなく、業務以外の感染源や感染機会が認められない場合に該当するか否か等について、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

**【業務上と考えられる例】**

○ 接客などの対人業務において、新型コロナウイルスの感染者等と濃厚接触し、業務以外に感染者等との接触や感染機会が認められず発症

**【業務外考えられる例】**

○ 業務以外の私的行為中(流行地域(武漢)に最近渡航歴がある場合も含む)に感染者と接触したことが明らかで、業務では感染者等との接触や感染機会が認められず発症

**(問) 出向などにより海外法人に雇用されている法人に雇用されている日本人労働者が、現地で新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となるか。**

(答) 海外法人など国外の事業に雇用される労働者については、海外派遣に係る特別加入している方については労働者災害補償保険法の適用を受けることとなり国内の労働者と同様の考え方にに基づき、労災保険給付の対象となり得る。

**【業務上と考えられる例】**

○ 新型コロナウイルス感染症が流行している地域(武漢)の現地法人に勤務(海外派遣の特別加入者に限る)し、接客などの対人業務において感染者等と濃厚接触し、業務以外に感染源や感染機会がなく発症。

## 今、健康のためにすべきこと ～主に自粛や在宅勤務の方々に～

石川・城北病院精神科医師 松浦 健伸 (いの健全国センター・理事)

健康を守る第1は、もちろんウイルス感染防御そのものです。ここではそれを前提に、健康を守るために大切と考えることをお話します。

感染症のアウトブレイクでは、感染が自覚できない、感染が不確実、初期症状が一般の良性疾患と区別しにくいなど不安を高めやすい独特の特徴があります。しかも人との接触を制限することが防御の手段となり、孤立感を深めやすい点でも心身の健康に大きな影響を与えます。そうした状況に対してどう私たちは向かい合うのかです。

### 1) 正しい情報を信頼できる情報源から、必要最低限に得ること

毎日警戒を刺激する報道が繰り返されています。在宅ではなおさらそうした情報に触れる機会が増えるかもしれません。それによって逆に不安を掻き立てられ、さらに気になってみってしまう心境にさせられます。生活や就労支援の不可欠で複雑な情報も悩ましいのですが、自分が冷静に整理できる範囲内にして、情報は必要最低限にしましょう。関連のニュースを聞くことは何時のニュースで、ネットのチェックは何時に、などと決めておきましょう。

### 2) 在宅での仕事は、場所や時間、同僚との連絡など組織化し、社会的に孤立しないこと

これまで在宅勤務経験が乏しい場合や、家では仕事自体ができない場合などそれぞれにずいぶん状況が異なると思います。一般にも在宅勤務になると、精神疾患になるリスクが高まると言われます。

仕事をする、仕事のことを考える場所を一定にし、開始や終了時刻を決めておきましょう。会社や同僚と連絡をとり情報を共有しておくことが大切です。組織化のためには家族の協力、コミュニケーションが必要ですね。

### 3) 自分と大切な人々の心身の健康状態に気を配ること、休息、睡眠、食事、運動、ルーティンを維持すること

だれも経験したことのない事態ですが、過度に不安になるのは悪循環です。まず自分をモニターしてストレスの状態に気づくこと、ストレスがたまっているな、と気づくことが大切です。たかぶった気持ちを静める方法を工夫しましょう。不安の時には、当たり前前のことが安定につながります。生活のリズ

ムを大切に、運動やリラクゼーションを取り入れます。大きく両腕を伸ばし、背伸びして、深呼吸してみましょう。

### 4) 子どもたち、障害のある方、高齢の方々のストレス反応に気を配ること、危機を乗り越える協力者として、力を借りること、ほめてあげること

見えない敵に翻弄され、自己効力感を失いがちとなります。自分は、こうしたことができるんだという感覚を保てることが大切です。社会的弱者と言われる人たちにも、その人たちのわかる言葉で、状況を伝えましょう。なぜ学校や施設が休みなのか、どうして友達の家遊びにはいけないのかなど。

家の中で、ゆとりを取り戻せる遊びと同時に、一緒に手洗いをしたり、スケジュールを立てたりお手伝いしてもらったり、協力してもらおう姿勢が大切です。わからないまま、叱咤激励されても混乱が増すばかりです。

### 5) 外の人々ともつながり、家庭内の緊張、さらには家庭内暴力・DVのリスクを減らすこと

残念ながらDVが増えていると言われます。各人がストレスを抱え、対処手段を失い、アルコールなどに頼ることでよりトラブルが発生しやすくなります。DVをする人が在宅の場合、監視され、外と連絡をとりにくくなるかもしれません。

それでも運動その他で外出すること、他者と電話やメールで話しあうこと、行政などに相談すること、ためらわず専門機関に相談することなど、閉そく状況を回避することがDVを予防、解決することにつながります。

自粛要請がなくなるまでには、数ヵ月から2年という報告もあります。いずれにしても長期戦です。

不安に対処する一番の力は信頼であり、つながりです。冷静に自分や状況をみて、人権や個人を尊重し、力を合わせて対処していきましょう。

